

会 議 録

会議の名称	平成 29 年度第 17 回西東京市選挙管理委員会
開催日時	平成 30 年 1 月 10 日（水）午前 10 時 00 分から午前 10 時 45 分まで
開催場所	西東京市役所保谷庁舎別棟 西東京市選挙管理委員会打合せ室
出席者	曾根原良仁委員長・上原敏彦委員長職務代理・岩越笙子委員・中江滋秀委員 石橋尚事務局参与・菱川勝也事務局長・山本直哉主任
議 題	議案第 46 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について 議案第 47 号 西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公 費負担に関する条例の一部改正について 議案第 48 号 西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について そ の 他
会議資料 の 名 称	上記「議題」と同じ
記録方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録
会 議 内 容	
<p>○ 委員長          本日は、お忙しいところ御参集いただきありがとうございます。          定刻となりましたので、ただいまから平成 29 年度第 17 回西東京市選挙管理委員会を開催いたします。          本日の議案は 3 件及びその他でございます。          始めに、議案第 46 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。</p> <p>○ 事務局          本年もどうぞよろしくお願ひいたします。          それでは、議案第 46 号『西東京市在外選挙人名簿から抹消される者について』を説明させていただきます。          1 ページをお開きください。          本案は、公職選挙法第 30 条の 11（在外選挙人名簿の登録の抹消）の規定に基づき、西東京市在外選挙人名簿から登録抹消されるものでございます。          内容といたしましては、2 ページに記載の男性 2 人、女性 4 人の計 6 人が、登録抹消の要件に該当するに至ったことにより抹消となるものでございます。該当者の氏名や国内での最終住所、帰国後の住民登録の内容等の詳細につきましては、お配りしている資料に記載しておりますので、後ほど御覧いただければと思います。          今回の登録抹消により、西東京市在外選挙人名簿に登載されている人数は、男性 98 人、</p>	

女性 106 人、計 204 人となります。

以上で、議案第 46 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 46 号『西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について』は、この案のとおり決定いたします。

次に、議案第 47 号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案第 47 号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』を説明させていただきます。

3 ページをお開きください。

本案は、公職選挙法の一部を改正する法律が昨年 6 月 21 日に公布されたことに伴い、「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について一部改正を行う際、西東京市議会への議案上程を市長に依頼することについて御決定いただくものです。

改正の具体的な内容でございます。

参考資料としてお配りしております総務大臣発の「公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）」及び「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を併せて御覧ください。

まず総務大臣発の「公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）」を御覧ください。昨年 6 月 21 日に公布された改正公職選挙法において、選挙運動における選挙運動用ビラの頒布が、市議会議員の選挙にも認められ、条例の定めるところにより、当該ビラの作成について無料とすることができるとされました。

ビラの頒布については、候補者の政策等を有権者が知る機会の拡充のため、今までは認められていなかった市議会議員の選挙においても頒布ができるようになるものです。また、当該ビラの作成について、条例で定めることにより無料とすることができることで、候補者個人の資金力によらない選挙運動ができることで、候補者の公平性に資するものと思います。

次に「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について」を御覧ください。1 枚目が改め文、2 枚目が新旧対照表となっております。公職選挙法の改正をうけ、「西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」について、第 1 条及び第 6 条で、西東京市長の選挙に限るとしていた部分を削除し、西東京市議会議員選挙においても選挙運動用ビラの作成費の公費負担を適用させるよう改正するものでございます。

なお、改正公職選挙法において、その施行は平成 31 年 3 月 1 日となっておりますので、

改正条例の施行日及び実際の適用につきましては、改正公職選挙法の施行日である平成 31 年 3 月 1 日に、西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の改正も施行することとし、その後初めて告示される西東京市議会議員又は西東京市長の選挙から適用とします。

現在の西東京市議会議員の任期は平成 31 年 1 月 20 日であり、その前 30 日以内に選挙を執行する必要があるため、今回の法律及び条例の改正は、次の市議会議員選挙には適用されません。それについては立候補予定者説明会等でしっかり周知等をする必要があると考えております。

市議会議員選挙の予定では、平成 35 年 1 月 20 日に任期満了となる次々回の市議会議員の選挙からは適用となりますが、施行後に補欠選挙があった場合等はその時点で適用となるものでございます。

御承認いただけましたら、条例の一部改正について、平成 30 年西東京市議会第 1 回定例会への議案上程を市長に依頼するため事務等を進めさせていただきます。

よろしく御審議の程お願いいたします。

以上で、議案第 47 号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特になし。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 47 号『西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について』は、この案のとおり決定することとし、事務局に市長への依頼をお願いします。

次に、議案第 48 号『西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について』を議題といたします。事務局から説明を求めます。

○ 事務局

それでは、議案第 48 号『西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について』を説明させていただきます。

4 ページをお開きください。

本案は、西東京市明るい選挙推進活動報償費支給要綱に基づき、西東京市明るい選挙推進委員に活動報償費の支給をお認めいただくものでございます。

別にお配りしております、「西東京市明るい選挙推進活動報償費支給要綱」の写しを御覧ください。

西東京市明るい選挙推進委員の皆さんには、この活動報償費支給要綱に基づき、毎年度末に報償費をお支払いしております。

昨年 12 月にお一人の推進委員がお亡くなりになりました。

西東京市明るい選挙推進活動報償費支給要綱の第 4 において、年度途中で明るい選挙推進委員を解職された者に対し、選挙管理委員会委員長が認めるときには年度途中での活動報償

費の支給ができることとされております。

今回の委員会に御計りし、委員長にお認めいただきましたら、報償費支給の手続きを進めさせていただきたいと考えております。

よろしく御審議の程お願いいたします。

以上で、議案第 49 号『西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について』の説明とさせていただきます。

○ 委員長

説明が終わりました。ただいまの説明について、御意見ございますか。

○ 各委員

特にありません。

○ 委員長

特にないようですので、議案第 48 号『西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について』は、委員長として当該推進委員への年度途中での活動報償費の支給を認めることといたします。事務局には事務手続きをお願いします。

以上で、本日予定の議案等は、全て終了いたしました。

次に、その他に移りたいと思います。事務局から何かありますか。

○ 事務局

まず議会の御報告です。

昨年 12 月 1 日から 12 月 19 日まで、平成 29 年度第 4 回西東京市議会定例会が開催されました。

選挙管理委員会に対しては、一般質問でお二人の議員から質問がありました。

お一人は、衆議院議員選挙の開票時間が他市との比較や昨年の都知事選挙と比較して遅かったのはなぜかというものです。こちらにつきましては、西東京市は開票スピードのほか、公正正確性にも努力していること、三種類の投票を同時に作業しなければならないこと、また東京都第 19 区内で最も投票数が多いことなどから、他の選挙や近隣市等に比較し、時間がかかる傾向にあることを答弁いたしました。

再質問があり、当日の台風等の天候の影響を質問されました。こちらにつきましては、投票用紙が自然と開くような特殊な加工が施されているといった特性の説明や、投票箱が濡れないようにするため、開票所へ移送の際もビニール袋で包めるような措置をしているが、完全に防ぐのは難しいため、濡れてしまった投票用紙を開き難かったといったようなことにより、開票作業時間への影響もあったと考えていると答弁し、今後も対応に努めると答弁いたしました。

もうお一人は期日前投票が混雑したことの状況についてというものです。こちらについては、台風の影響等期日前投票期間中を通しての悪天候で、そのため報道や候補者等も期日前投票をいつも以上に呼びかけているといった状況のことと、実際の投票者数及び前回との比較を答弁いたしました。

保谷庁舎の跡地利用について何人かの議員が所見、意見を述べられ、その中で、衆議院議員選挙の期日前投票の状況等を見て、大変な混雑により投票をあきらめてしまう市民の方もおり、改善を求めるとともに、保谷庁舎跡地利用及びひばりが丘駅前開発に伴い、期日前投

票所を作るよう意見がありました。

陳情はありませんでした。

先日1月8日に西東京市成人式があり、西東京市明るい選挙推進委員の皆様と啓発を行って参りました。選挙権年齢は18歳となりましたが、20歳の市民の方が一堂に会する良い機会でもあり、20歳過ぎの年代に投票率の落ち込みもありますので、これをチャンスとして、成人式啓発は今後も続けていこうと考えております。

1月25日に市内の学校で生徒会選挙があり、その際に選挙啓発講座の依頼と選挙機材の借用依頼があります。東京都選挙管理委員会と協力して行ってまいります。

三菱総研の主催で選挙事務プロジェクトがあり、事務局長が参加しておりますが、その席上でも、若い世代の投票率の落ち込みが、全体及び今後の投票率の低下の一因として話題となっており、西東京市においても、今後も若い世代への啓発を努力していこうと考えております。

報告は以上です。

次に日程等についてです。

毎年、東京都及び東京都の各市区町村の選挙管理委員会で、いくつかのテーマに分かれて検討を行い、選挙事務に役立てていく、選挙事務運営協議会というものがあり、例年年末に委員長に御出席いただいて総会を開催しています。今までは、投開票所の秩序維持、若年層啓発、投票環境整備、障がい者への対応等といったことがテーマとして挙げられています。

本年度は、10月に衆議院議員選挙が執行されたことなどにより、各分科会での検討等もできなかつたため、開催されないことになりました。

次回の委員会の開催日時を委員の皆様でお決めいただきたいと思っております。いかがいたしましょうか。

○ 各委員

2月7日午前10時からとしたい。

○ 事務局

では、今回は、2月7日午前10時からといたします。

事務局からは以上です。

○ 委員長

事務局からの連絡等は終わりました。他になければ、本日の平成29年度第17回西東京市選挙管理委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

午前10時45分 終了

以上

## 平成 29 年度第 17 回西東京市選挙管理委員会

日 時 平成 30 年 1 月 10 日 (水)  
午前 10 時 00 分から  
会 場 西東京市役所保谷庁舎別棟  
選挙管理委員会打合せ室

- 議案第 46 号 西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について
- 議案第 47 号 西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担  
に関する条例の一部改正について
- 議案第 48 号 西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について
- そ の 他

議案第 46 号

西東京市在外選挙人名簿から登録抹消される者の決定について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 10 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

平成 30 年 1 月 10 日 在外選挙人名簿から抹消される者（6 人）

最 終 住 所	氏 名	生年月日	性別	備 考
東京都西東京市			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 8 月 2 日住民票作成 (愛知県)
東京都西東京市			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 8 月 16 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京市			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 8 月 24 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京市			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 8 月 24 日住民票作成 (東京都)
東京都西東京市			男	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 9 月 2 日住民票作成 (神奈川県)
東京都西東京市			女	国内の市町村において住民票が新たに作成された日後 4 か月を経過する者 平成 29 年 9 月 4 日住民票作成 (東京都)

議案第 47 号

西東京市議会議員及び西東京市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する  
条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 10 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁

議案第 48 号

西東京市明るい選挙推進活動報償費の支給について

上記の議案を提出する。

平成 30 年 1 月 10 日

西東京市選挙管理委員会  
委員長 曾根原 良 仁